毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

大

分 県 編集 九州凸版印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

号 六 令 月二十

和 元 年

> を行う場合における当該二以上の工事 の工事に分けて用途の変更に伴う工事

に改める。

九

日

月曜日

の全体計画認定申請手数料

の工事に分けて用途の変更に伴う工事一の既存不適格建築物について二以上

四

を行う場合における当該二以上の工事 する場合の許可申請手数料 の全体計画変更認定申請手数料 時的に他の用途の建築物として使用

附

目

次

規

則

から施行する。 この規則は、 建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日

則

別表の建築基準法関係事務の項中 体計画変更認定申請手数料 う場合における当該二以上の工事の全 の工事に分けて増築等を含む工事を行 一の既存不適格建築物について二以上 _ を

る。

大分県収入証紙取扱規則(昭和五十年大分県規則第十九号)

の一部を次のように改正す

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県規則第四号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

○規

則

令和元年六月二十四日

の既存不適格建築物について二以上

体計画変更認定申請手数料の工事に分けて増築等を含む工事を行の工事に分けて増築等を含む工事を行 の既存不適格建築物について二以上